



富山県土木部都市計画課

滑川市建設部まちづくり課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

## 富山県告示第16号

富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表について

富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（令和2年富山県告示第318号）のうち、富山県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画（令和2年富山県告示第386号）の一部を令和2年12月24日付けで以下のとおり変更したので、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定によりなお効力を有するものとされた同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和3年1月13日

富山県知事 新 田 八 朗

第2項を次のように改める。

### 2 くろまぐろの漁獲可能量について富山県の知事管理量に関する事項

本県における第6管理期間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の知事管理量は次のとおりである。

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	134.5トン
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	16.8トン

農林水産大臣が、我が国全体の採捕の数量が小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと認め、当該採捕の数量を公表した場合は、表中の本県の知事管理量は、その時点における本県の大型魚又は小型魚の採捕の数

量と同等に変更されることとなる。

第3項第1号アの表を次のように改める。

採捕の種類	割当量
定置漁業	131.90トン
漁船漁業等	2.60トン

(注) 漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

第3項第1号イの表を次のように改める。

氷見漁業協同組合の地先水面	
海域別の数量	83.92トン
新湊漁業協同組合の地先水面	
海域別の数量	36.17トン
とやま市漁業協同組合の地先水面	
海域別の数量	5.37トン
魚津漁業協同組合の地先水面	
海域別の数量	4.91トン
その他漁業協同組合の地先水面	
海域別の数量	1.53トン

(注) 漁業協同組合の地先水面とは、本県の定置漁業権又は共同漁業権の免許を受け、当該漁業協同組合の産地市場に水揚げする漁業者が漁場としている区域をいう。

## 富山県告示第17号

知事管理漁獲可能量の公表について

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条1項の規定に基づき、以下の特定水産資源に関する令和3管理年度の同項に掲げる数量を令和2年12月23日付けで以下の通り定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和3年1月13日

富山県知事 新 田 八 朗

まあじ及びまいわし対馬暖流系群（以下、「まいわし」という。）に関する令和3管理年度（令和3年1月1日から12月31日まで）における漁業法第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。

	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
まあじ	富山県まあじ漁業	現行水準
まいわし	富山県まいわし漁業	6,700トン

## 富山県告示第18号

富山県資源管理方針の変更の公表について

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づく富山県資源管理方針の一部を令和2年12月23日付けで以下の通り変更したので、同条第6項の規定により公表する。

令和3年1月13日

富山県知事 新 田 八 朗

第8を次のように改める。

### 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源課管理方針は「別紙1-1 まあじ」及び「別紙1-2 まいわし対馬暖流系群」にそれぞれ定めるものとする。

第8の次に次の（別紙1-1 まあじ）及び（別紙1-2 まいわし対馬暖流系群）を加える。

（別紙1-1 まあじ）

#### 第1 特定水産資源

まあじ

#### 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

富山県まあじ漁業

## (1) 当該知事管理区分を構成する事項

## ① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

## ② 対象とする漁業

富山県に住所又は主たる事業所その他の事務所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く。）

## ③ 漁獲可能期間

周年

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業	79（単位：免許統数）

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

(別紙1-2 まいわし対馬暖流系群)

## 第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群（以下「まいわし」という。）

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

富山県まいわし漁業

## (1) 当該知事管理区分を構成する事項

## ① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

## ② 対象とする漁業

富山県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く。）

## ③ 漁獲可能期間

周年

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

## ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

## ② 知事から法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

## 1 管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

## 2 管理年度途中における配分の基準

管理年度途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分又は大臣管理区分若しくは他県の知事管理区分との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該増加分の全量をただちに当該知事管理区分へ配分する。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**落札者等の公示**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

令和3年1月13日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
超音波診断装置 8式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年12月1日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋一丁目3番1号
- 5 落札金額  
31,402,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年10月23日

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年1月13日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
中新川郡立山町下瀬戸150番及び152番の一部並びに下瀬戸字敷谷口1番12の地先、1番3の一部及び1番12の一部並びに芦見174番（工区2）			中新川郡立山町前沢2440番地 富山市東岩瀬町 269番地	立山町 株式会社白岩